

2 計画策定の背景と目的

(1) 環境基本計画の経緯

本市では、1996年(平成8年)に「環境基本条例」を制定し、この中で示される基本方針などを施策レベルで展開するため、1998年(平成10年)8月に「環境基本計画」を策定しました。

その後、国においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の成立など京都議定書をめぐる一連の取り組みや、「循環型社会形成推進基本法」など廃棄物関係法令の整備、「ダイオキシン類対策特別措置法」などの施行など、個別分野における総合的な政策推進のための枠組みが整備されました。これらに伴う政策手法が進展する一方で、地域における地球温暖化に向けた取り組みの推進や本市における廃棄物に関する課題への対応を図るため、2003年(平成15年)3月に環境基本計画の改定を行いました。

環境基本計画の改定後も、地球温暖化問題に関する国内外の取り組みや生物多様性の保全に関する取り組みが進むなど、新たな動きが生じている中で、本市においては現行の「環境基本計画」の目標年度である2010年度(平成22年度)に向け、2007年(平成19年)3月に策定した「横須賀市地球温暖化対策地域推進計画」や、2008年(平成20年)3月に策定した「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」などとともに、総合的に環境施策の推進を図ってきました。

今後、本市における環境行政のより一層の推進を図るためには、国内外の社会情勢や新たな環境問題に対応するとともに、現行の「環境基本計画」における問題点・課題などを整理した上で、より適切な環境指標や施策の方向などの設定を行い、計画の体系や重点施策などの構成についても抜本的に見直しを行う必要があります。

こうしたことから、この度、2011年度(平成23年度)からの新しい「環境基本計画」を策定することとしました。

(2) 横須賀市の地形などの概況および社会・経済の状況

①地形

本市は、神奈川県の中核市、三浦半島に位置する、東京から50km圏内に含まれる中核市です。

市の面積は100.70km²(2010年(平成22年)10月1日現在)で、神奈川県約4.2%を占め、地形的には、北帯山地、中帯山地および南帯山地に大別され、標高100～200m程度の起伏の多い丘陵・山地からなり、広い平地が少ないのが特徴となっています。

海岸線の東京湾岸北部はリアス式海岸の溺れ谷をなし、天然の良港となっており、西海岸は海蝕地帯が多く、その他は概ね砂浜と岬で構成されています。

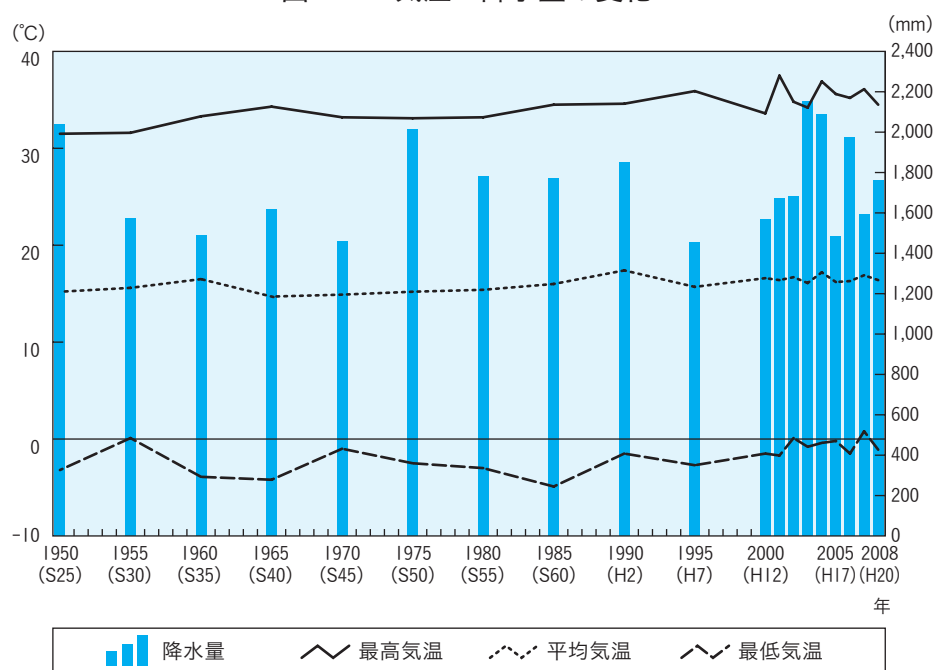
②気候

本市の気候は、広域的には太平洋側の気候区分に分類されます。三方が海に囲まれているため、比較的平穏良好で温暖な気候となっており、年平均気温は16℃前後です。

気温・降水量の推移は、図1-1のとおりです。1950年(昭和25年)からの気温の変化を見ると、最高気温、最低気温、平均気温のいずれも緩やかながら上昇しており、平均気温は、1950年(昭和25年)の15.2℃から、2008年(平成20年)には16.4℃へ、最高気温は31.5℃から、34.5℃へと上昇しています。

なお、降水量については大きな変化が見られません。

図1-1 気温・降水量の変化



資料：「横須賀市統計書 平成21年度(2009年度)版」

注1) 気温の最高・最低は極値

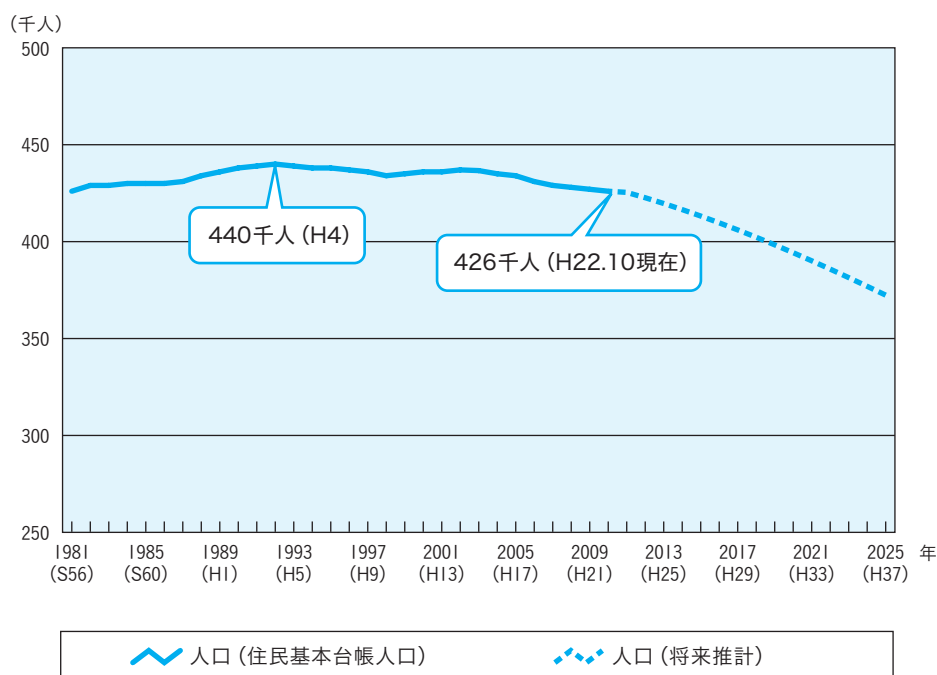
2) 気温、降水量は24時間計測数値

③人口の推移および将来推計

本市の人口は、2010年(平成22年)10月現在で約42万6千人(住民基本台帳人口)となっており、神奈川県(2010年(平成22年)3月末現在)の約4.8%を占めています。これは、県内では横浜市、川崎市、相模原市について4番目に多い人口ですが、1992年(平成4年)をピークに減少傾向にあります。

また、2007年(平成19年)10月1日の住民基本台帳人口および同年9月30日の外国人登録者数を基準人口にした将来推計では、今後も人口の動きは減少が続き、2021年(平成33年)の人口は390,106人になると予測されています(図1-2)。

図1-2 人口の推移と将来推計

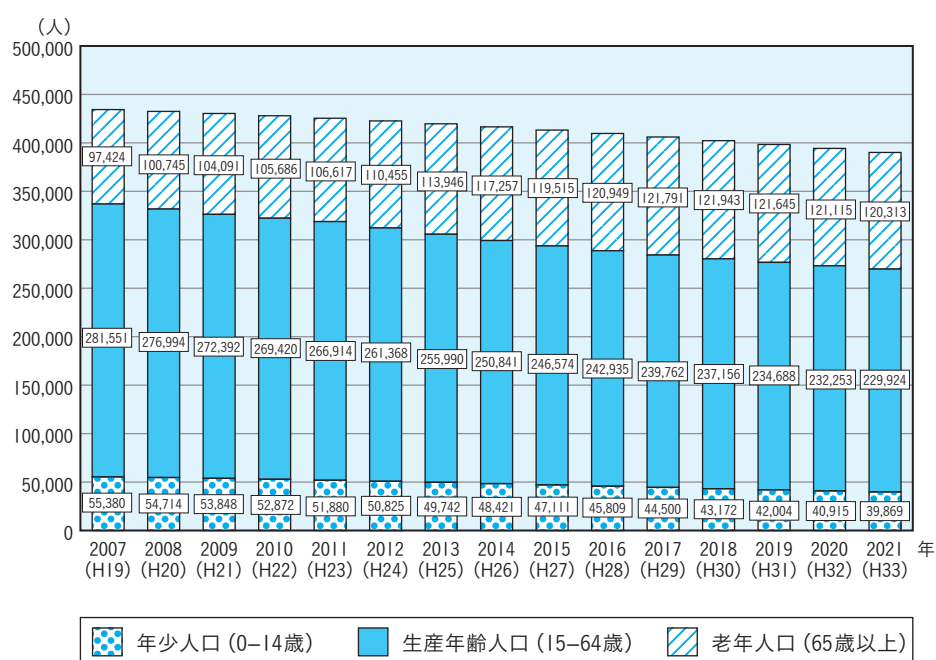


資料：H22までの人口推移実数は住民基本台帳ベースによる(外国人登録者数を含まない)

H23以降の推計値は「横須賀市都市政策研究所 横須賀市の将来推計人口(平成20年1月推計)」(外国人登録者数を含む)

年齢3区分別人口については図1-3のとおりで、年少人口(0-14歳)および生産年齢人口(15-64歳)の減少および老年人口(65歳以上)の増加により、少子高齢化社会が進展していくことが予測されます。

図1-3 将来推計人口年齢3区分

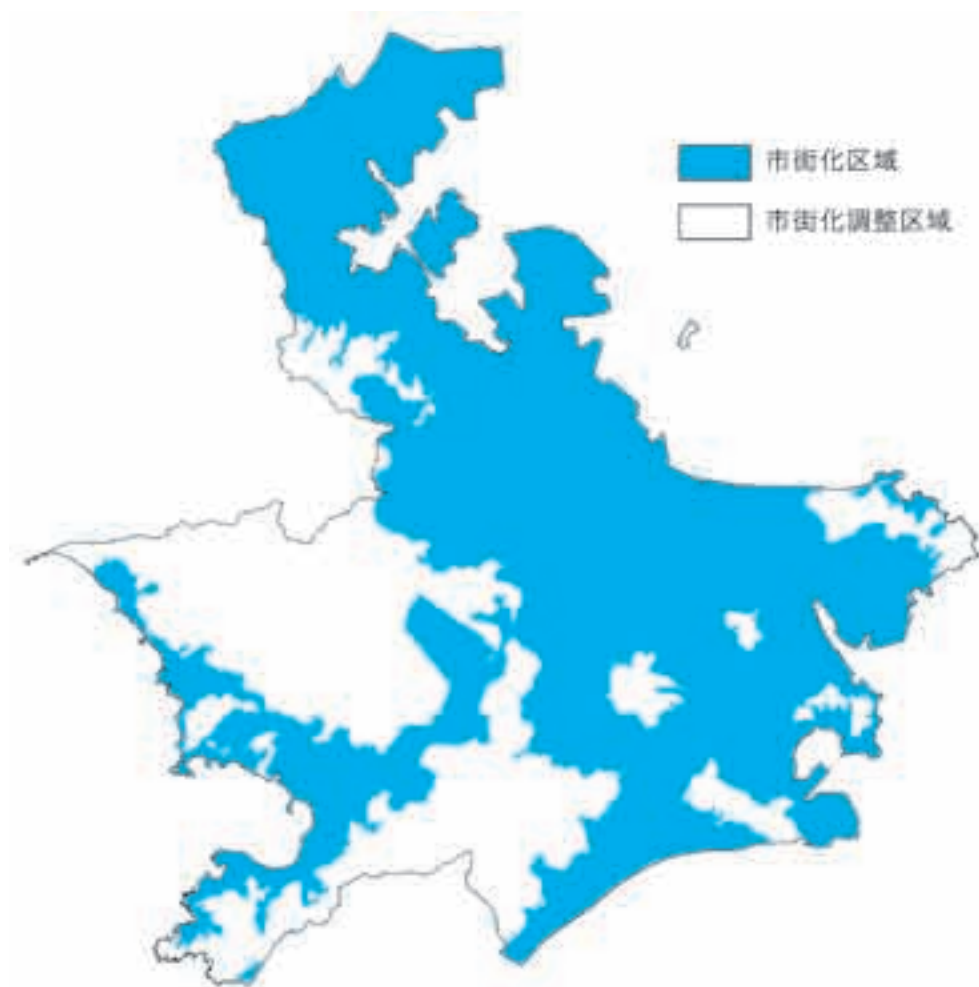


資料：「横須賀市都市政策研究所 横須賀市の将来推計人口(平成20年1月推計)」

④土地利用

本市の土地利用は、市域全体が都市計画区域に指定され、このうちの約66%が市街化区域になっています。(図1-4)

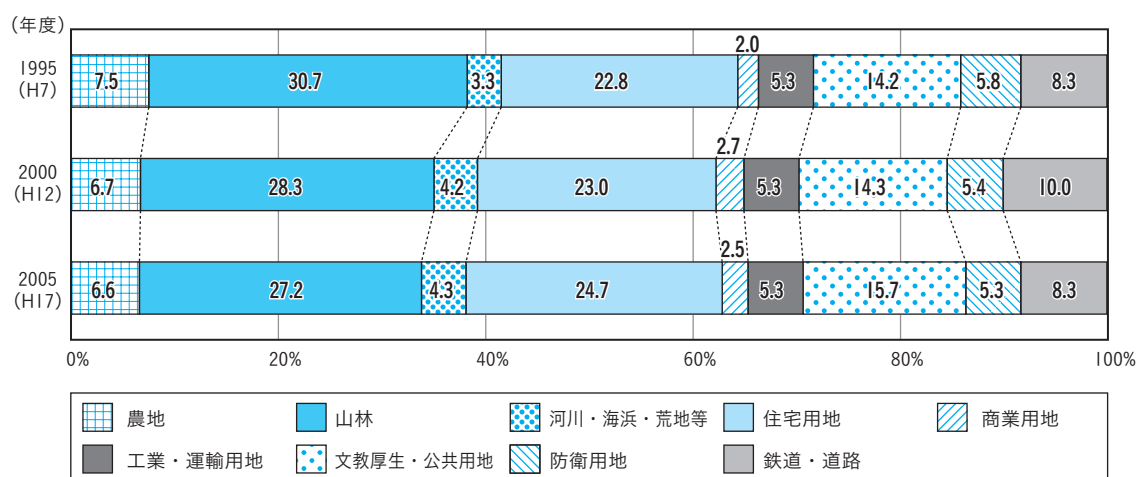
図1-4 市街化区域と市街化調整区域の状況(2009年(平成21年)11月現在)



また、土地利用の分布状況は図1-5に示すとおりです。2005年度(平成17年度)には、農地、山林、河川・海浜・荒地等の自然的土地利用が約38%、住宅用地が約25%、商業用地、工業・運輸用地が約8%、鉄道・道路が約8%となっており、都市化の進展の反面、自然的環境が比較的残されています。

しかし、これまでの土地利用の変化を見ると、住宅用地は増加し、農地および山林は減少傾向にあります。

図1-5 土地利用の分布状況



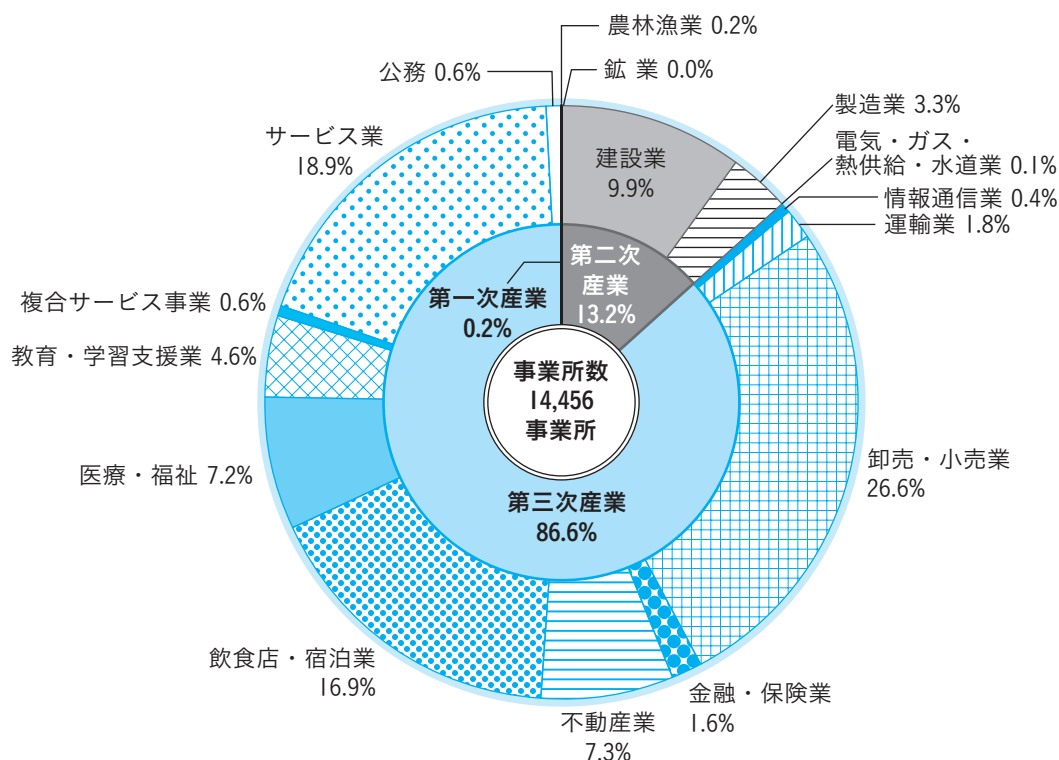
注) 小数点第2位四捨五入

資料: 「都市計画基礎調査」

⑤産業構造(事業所数および従業者数)

本市の産業は、戦後、自動車産業を中心とした諸企業が追浜地区に参入し、輸送機関連(自動車や造船)を中心に発展してきました。2006年(平成18年)の産業構造をみると、図1-6のとおり、卸売・小売業や飲食店・宿泊業などの第三次産業が主であり(約87%)、第二次産業である建設業、製造業は約13%となっています。第一次産業である農林漁業は、内訳でみるとわずか0.2%となっています。

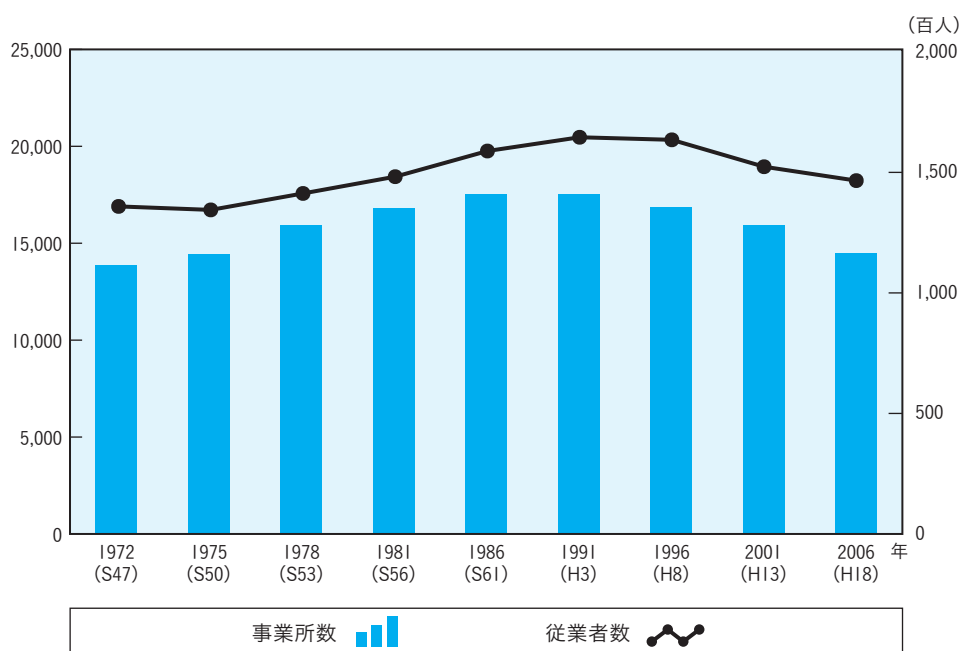
図1-6 産業構造(2006年(平成18年))



資料：「横須賀市ホームページ よこすかデータベース
事業所・企業統計調査」

また、1972年(昭和47年)からの事業所数および従業者数の推移は図1-7のとおりですが、1991年(平成3年)にピークを迎えた後、日本経済の縮小とともに、減少傾向にあります。

図1-7 事業所数および従業者数の推移



資料：「横須賀市ホームページ よこすかデータベース 事業所・企業統計調査」

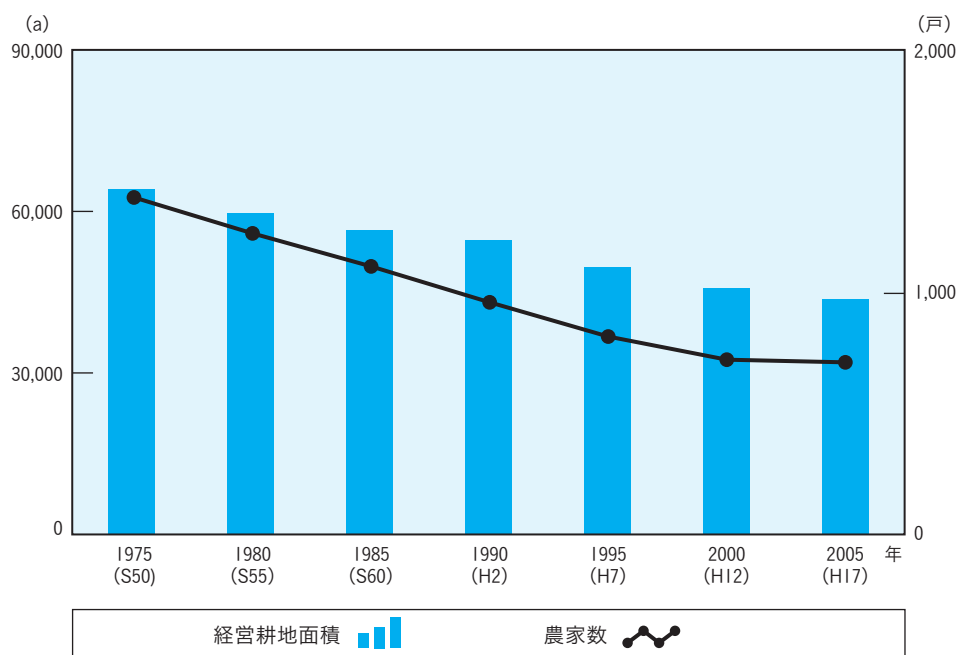
⑥農業および漁業の状況

本市の農業は、戦後の経済成長に伴い、稲作・麦作への依存から、都市近郊の特性と海洋性の温暖な気象条件を生かした露地野菜づくりへと転換してきました。主な作物であるキャベツ、だいこん、かぼちゃ、すいかなどは、本市および首都圏へ供給されており、農地については都市の自然環境を保全する緑地空間としても重要な役割を果たしています。

本市の漁業は、5 t未満の漁船を使用する小規模な個人経営が中心です。漁獲量（漁業生産量）としては、いわしやさばの水揚げが主となっています。また、その他、ワカメや海苔の養殖、たこつぼ漁業、栽培漁業^{※2}なども盛んです。

しかし、都市化の進展や高齢化に伴い、農業や漁業においても図1-8および図1-9のとおり農家数や漁業従事者などが減少を続けています。

図1-8 農地面積（経営耕地面積）と農家数の推移

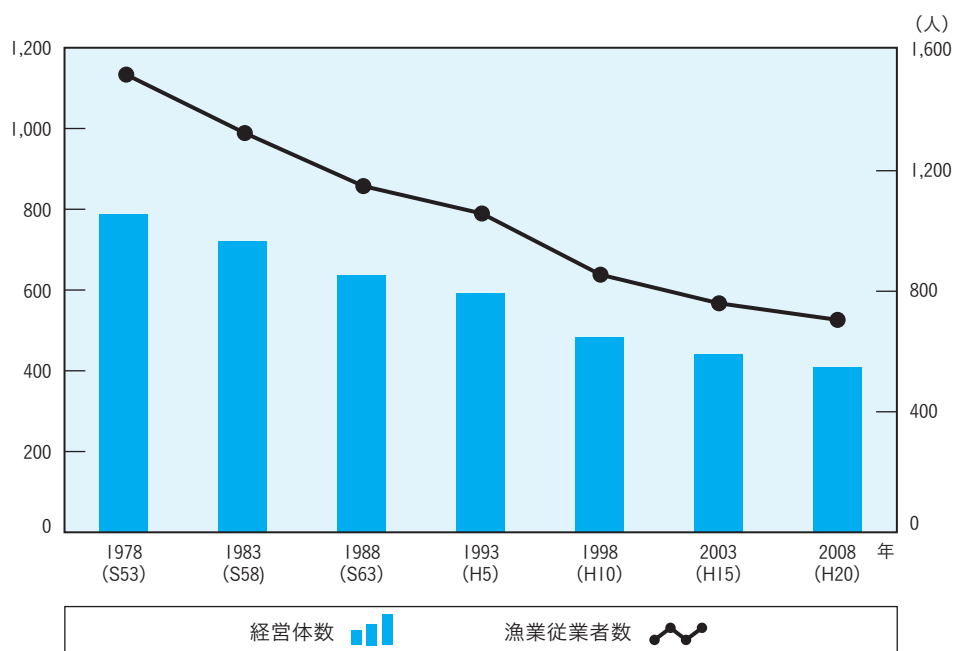


資料：「農林業センサス」

【用語解説】

※2 栽培漁業：卵から稚魚になるまでの期間を人間が守り育て、外敵から身を守ることができる程度まで成長した後、その魚介類が成長するのに適した海に放流し、自然の海で成長したものを漁獲すること。

図1-9 漁業従事者および経営体数の推移



資料：「漁業センサス」

注) 漁業従事者は15歳以上

3 計画の性格と役割

(1) 計画の性格と役割

本計画は、横須賀市の都市像である「国際海の手文化都市」の実現を目指し、「横須賀市基本構想」に示されるさまざまな施策の方向を「環境」の分野から支援する計画です。

また、長期的総合的観点から、各種施策および事業に横断的に対応し、市民、事業者とのパートナーシップを形成しながら、環境基本条例の基本理念の実現に向けて行動することにより、総合計画の着実な進展を環境面から実現する役割を担います。

- 長期的展望にたち、総合計画に掲げる都市像を踏まえ、環境基本条例の基本理念実現のための望ましい環境像(以下、「環境像」という。)を設定します。
- 環境像の達成に向けた全体的な目標として、本計画に「基本目標」を設定します。
- 「基本目標」を達成するため、分野ごとに施策展開を図る方向性として「施策の分野」を設定し、それぞれに「施策の目標」および「指標」、「施策の項目」、「施策の方向」を示すとともに(全市計画)、本市を構成する各地域において重点的に取り組むべき「施策の方向」を明らかにし(地域別計画)、総合的・計画的な推進を図ります。
- 「横須賀市みどりの基本計画」、「横須賀港港湾環境計画」などを本計画の分野別計画として位置付け、これらの計画を中心として施策展開を図るとともに、その他の関連計画との連携・調整を図ります。
- 市民や事業者のニーズに合ったシンボリックな事業として、リーディングプロジェクトを掲げます。各プロジェクトは、関連する各種事業の役割分担を明確にし、大きな流れを生み出す独自性のあるものとします。
- パートナーシップによるまちづくりの観点から、市民、事業者、市に求められる役割を明らかにし、三者の協働のもと、計画の推進を図ります。
- 市域の自然・社会特性を踏まえ、環境面での横須賀らしさを創造するものとします。

(2) 分野別計画

環境行政の推進にあたっては、本市の他の計画との連携や調整が不可欠です。また、環境基本計画で扱う分野において、「みどり」や「海」、「廃棄物」、「地球温暖化対策」などについては、それぞれ個別の計画があり、各種課題に対する対応を行っています。

このため、本計画における「施策の分野」に関連する個別の計画を、本計画の分野別計画として位置付けを行い、各分野別計画において重点的な目標や施策を本計画で扱うとともに、本計画および各分野別計画と一体となって施策を推進することにより、全体的な環境行政の推進を図ることとします。

なお、これらの分野別計画との関係など、本計画の位置付けについて図1-10に示します。

①横須賀すみどりの基本計画

「都市緑地法」第4条および「みどりの基本条例」第9条に基づき策定する、緑地の適正な保全および緑化の推進に関する基本計画であり、「みどりの保全」、「緑化の推進」、「都市公園の整備」に関する施策を総合的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにし、効果的、効率的にみどりを保全・創出することを目的としています。

本計画では、みどり分野における分野別計画として位置付けます。

②一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、長期的視点に立った本市の一般廃棄物の処理の基本方針となる計画であり、「一般廃棄物の発生量及び処分量の見込み」、「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」、「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」、「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」などを定めた計画です。

本計画では、廃棄物分野における分野別計画として位置付けます。

③生活排水処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、公共用水域^{※3}の水質の改善を目標

【用語解説】

※3 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠（給排水のために水を流す公共の溝）、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路。

に、市民に対する啓発、生活排水処理施設の整備の推進など、本市の生活排水処理の全般的な対策について策定する計画です。

本計画では、水環境分野における分野別計画として位置付けます。

④横須賀港港湾環境計画

本計画および横須賀港港湾計画（「港湾法」第3条の3に基づき策定する、港湾の開発、利用および保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する事項を定めた計画。以下、「港湾計画」という。）を補完するため、横須賀港沿岸域の環境のあり方と今後の実施に向けた取り組みについて、市民との協働により策定する計画です。横須賀港沿岸域の利用と環境の調和を図り、海の魅力を向上させるとともに、貴重な自然を未来に引継ぎ、東京湾の再生に寄与することを目指しています。

また、港湾計画においての主要な方針「環境施策の充実と推進」を実践的に補完する具体的な行動計画を備えた体系としています。

本計画では、海域環境分野における分野別計画として位置付けます。

⑤低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づき策定する計画で、市の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減などの措置を定めるとともに、市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制などを行うための施策に関する事項を定めたものです。

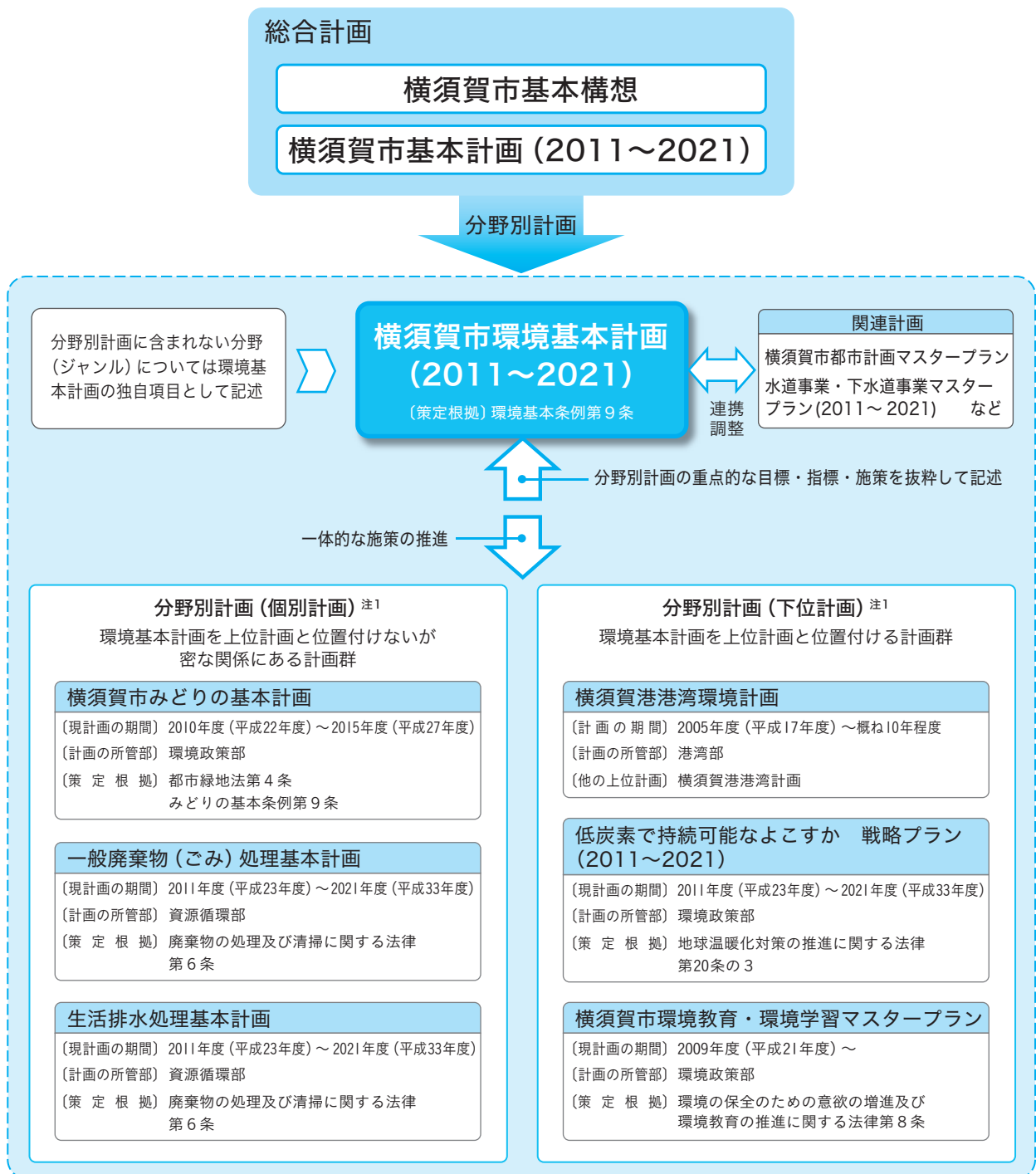
本計画では、地球温暖化対策分野の分野別計画として位置付けます。

⑥横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条に基づき、「持続可能な社会づくり」を目指して、市民、事業者、市などが各主体の役割に応じた環境教育・環境学習を連携・協働しながら推進し、その活動を実践・促進することを目的として策定する計画です。

本計画では、環境教育分野の分野別計画として位置付けます。

図1-10 環境基本計画の位置付け



注1 個別計画と下位計画の違いについて

分野別計画のうち、環境基本計画を上位計画と位置付ける計画を「下位計画」とし、環境基本計画を上位と位置付けないが、密な関係にある計画を「個別計画」としています。

4 計画でめざす環境像と基本目標

(1) 環境像

環境に関するさまざまな課題の解決に向け、環境基本計画が目指す本市の環境の姿を平易かつ端的な言葉で表したものが環境像(望ましい環境像)です。

「横須賀市基本構想」では、本市の概況などを背景に、まちづくりの基本目標である都市像を「国際海の手文化都市」としています。こうしたまちづくりの都市像と環境基本条例の基本理念を踏まえ、本計画における環境像を、次のように定めます。

環境像：

『魅力ある環境を守り、育み、未来へとつなぐ持続可能なまち よこすか』

～水とみどりにゆたかにふれあえる 住みよいまちをめざして～

私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われてきた産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的なゆたかさを求めて、資源やエネルギーの過剰な消費による環境への負荷を意識することなく社会経済活動や日常生活を営んできました。

しかし、この営みにより、大気汚染や水質汚濁、廃棄物の増大や身近な自然の減少など、都市の活動や生活に密接に関係する環境問題が発生しました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊、生物多様性の保全などに係る問題など、地球的規模の環境問題も多様化しています。これらの問題は、このままではさらに拡大し、将来の世代にわたり取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあります。

こうしたことから、本市では、自然環境や生活環境の保全や改善、低炭素社会および循環型社会の構築などに関する取り組みを推進し、良好で魅力ある環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる「持続可能なまち よこすか」を目指します。

また、本市の恵まれた自然環境については、市民にとっての大きな魅力^{注1}となっています。

この恵まれた自然環境を、将来の世代に引き継ぐため、身近にある水辺や里山的環境を整備し、市民が海や川などの水辺で楽しみ、みどりの中で森林浴を楽しめるような「水やみどりに親しめるまち」を目指します。

注1 本市都市政策研究所実施の「基本計画策定のための市民アンケート」(2009年(平成21年)6～7月)では「横須賀市の魅力的なところ」として、「海やみどりなどの自然環境に恵まれていること」を回答した人が81.3%でした。

(2) 基本目標

環境像達成に向け、取り組みを進める上での目標として、本計画では次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標1 自然環境の保全と創出をはかり、 人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします

本市には、東京湾唯一の自然島である猿島や、中央丘陵部の大楠山、武山周辺、自然性の高い谷戸、都市の中の斜面などのみどりや、観音崎や北下浦海岸、天神島周辺、前田川、関根川などの一部など、良好な水辺環境が残されており、多様な生物の生活空間となっています。

こうしたゆたかな自然環境については、市民にとって大切なもの(=共有の財産)という意識を持ち、土地の有効活用や生物多様性に配慮しながら適切な保全と活用を図るとともに、良好な自然環境を創出するための施策を展開することとします。

また、本市の特徴であるがけ地や活断層の存在を踏まえ、環境面からできる自然災害の未然防止を図ります。

基本目標2 生活環境の保全・改善をはかり、快適に暮らせるまちをめざします

本市の公害問題は、かつての産業型公害から、自動車排出ガスに起因する大気汚染、生活排水による水質汚濁など、都市の活動や生活に密接に関係する都市・生活型公害に移りかわってきました。

近年は、環境施策の推進や企業における環境配慮の取り組みの推進などにより、大気や水質などの環境は改善方向にありますが、既に良好である環境の維持や未解決の課題に対応するため、今後もより一層、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの防止並びに有害化学物質の対応などに取り組みます。

また、本市は多くの歴史的・文化的資源を有しており、横須賀らしさを醸し出す重要な資源となっています。このため、これらの資源についても、適切な保全と活用を図ることとします。

基本目標 3 低炭素社会を構築し、地球環境問題に対応したまちの実現をめざします

近年、地球温暖化に関する取り組みが国内外を問わず進んでおり、本市においても、全市をあげての取り組みの推進が求められています。

地球温暖化対策の推進においては、二酸化炭素に代表される温室効果ガスの排出を削減した低炭素社会への転換を図ることが非常に重要であり、化石燃料の消費削減だけでなく、エネルギーの効率的利用や太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー※⁴の積極的導入・推進を図るとともに、公共交通機関の利用によるマイカーの使用削減やEV（電気自動車）の普及、交通流の改善による渋滞緩和などの都市交通に係る環境負荷の低減に関する取り組みを推進します。

また、近年は、猛暑や暖冬化、短期集中型の豪雨の頻発や大型台風の接近など、地球温暖化の影響と思われる異常気象が現れています。このため、これらの気候変動に対する適応策※⁵に関する取り組みを推進します。

基本目標 4 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちの実現をめざします

本市では、2001年度（平成13年度）からのごみの4分別収集により、容器包装プラスチック類を資源化するようになりました。また、地域の集団資源回収の充実により、紙類の資源化も増加し、その結果、ごみの焼却量・処分量が大きく減少するなど一定の成果をあげていますが、処理コストの増大、広域化に伴う施設の建設、資源化率の向上など、多くの課題があります。

このことから、廃棄物の増大と限りある天然資源の浪費を防ぎ、将来においても持続可能な社会を構築するため、資源の循環を促し、環境への負荷を少なくする「循環型社会の形成」を緊急かつ重大な課題としてとらえ、さまざまな減量化・資源化施策を展開するとともに、適正処理の推進に係る取り組みを進めることとします。

【用語解説】

※⁴ 再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

※⁵ 適応策：地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

**基本目標5 市民、事業者、市の協働により、
環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります**

本市においては、少子高齢化の進展や産業規模の縮小など、地域の社会・経済が縮小傾向にあります。このため、環境行政の推進にあたっては、国の第三次環境基本計画にも示されているとおり、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合」の観点を取り入れ、持続可能な社会を目指すことが重要です。

また、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合のためには、第一に環境教育・環境学習などによる環境意識の向上・人づくりを図り、その上で、市民、事業者との幅広い協働の取り組みを施策の基盤とし、地域や経済の活性化にも寄与する環境分野の取り組みを進めます。



走水海岸

5 計画の対象

(1) 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、横須賀市全域とします。

また、自然・社会特性および他の行政計画との整合性を踏まえ、地域別計画を設定します。

(2) 計画の対象とする範囲

先に掲げた環境像および基本目標の達成に向けた施策の提示にあたっては、次の内容を施策の分野として位置付けます。



ソレイユの丘

施策の分野	施策の項目
みどりの保全・創出と活用 ^{注1}	みどりの保全
	みどりの創出
	みどりとのふれあいの推進
水辺環境の保全・創出と活用 ^{注1}	河川環境の保全と創出
	海域環境の保全と創出
	水とのふれあいの推進
生物多様性の保全・再生と活用 ^{注2}	生物多様性の保全・再生
	生物とのふれあいの推進
自然災害の防止と抑止	自然災害の未然防止
	自然災害の被害の軽減
生活環境の保全・改善	大気環境の保全・改善
	水・土壌環境の保全・改善
	化学物質対策の推進
	歴史的・文化的環境の保全と継承
	その他の生活環境の保全・改善
地球温暖化対策の推進	温室効果ガスの削減および吸収源の増加
	地球温暖化適応策 ^{※5} の推進
	都市交通に係る環境負荷の低減
エネルギー対策の推進	省エネルギー対策の推進
	再生可能エネルギー ^{※4} の利用
ごみの減量化・資源化、適正処理の推進	ごみの減量化の推進
	ごみの資源化の推進
	ごみの適正処理の推進
環境教育・環境学習の推進	環境教育・環境学習の推進のための体制づくり
	環境教育・環境学習の機会の充実
経済・社会活動との調和	環境と調和した経済活動の推進
	環境と調和した社会活動の推進

注1 みどりおよび水辺環境の「活用」について

ここでの「活用」とは、保全・創出されたみどりや水辺環境を、親しみや学びの場として用いることなどを指します。

注2 生物多様性の「活用」について

ここでの「活用」とは、生物多様性基本法にて定義された「持続可能な利用」の考え方に準拠したもので、将来にわたり長期的に、生物の多様性が維持されるような方法で、生物多様性の構成要素を利用することをいいます。本市においては、「里山の環境などを維持管理したうえでふれあいの場として活用する」ことや、「自然資源を持続的に保護するようなルールの下でエコツアーを実施すること」などを指します。

【用語解説】

※4 再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

※5 適応策：地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

6 計画の期間

この計画の期間は、2011年度(平成23年度)から2021年度(平成33年度)までとします。ただし、本計画と関連の深い「横須賀市みどりの基本計画」の目標年度2015年度(平成27年度)が計画の中間年にあたるため、これに合わせて見直しを図ることとします。

また、本計画の基礎的条件である環境や社会経済情勢の変化に対しても同様に、必要に応じて見直しを図ることとします。

7 計画の構成

これまでに述べてきた計画の基本的方向に基づき、本計画の構成を次のとおりとします。

(1) 計画の基本的な考え方

計画策定の背景や本市の概況、計画の構成など、概要をとりまとめた構成とします。

(2) 施策の分野

先に掲げた環境像の達成に向け、基本目標を達成するための施策の体系化を行います。

これまでの環境基本計画で実施してきた施策に加え、市域の課題や市民などのニーズを踏まえながら、2021年(平成33年)を見据えた新たな施策の方向を示します。

(3) リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトについては、市民や事業者のニーズに合った、具体的な事業をプロジェクトとして掲げます。各プロジェクトは、総合的かつ先導的に取り組むべき施策を明確にし、大きな流れを生み出す独自性のあるものとします。

(4) 地域別計画

本市においては、市街地が中心の地域や自然環境がゆたかな地域など、それぞれ特徴のある歴史や文化、自然環境などをもち、地域や地区ごとの問題点や環境課題を有しています。このため、環境行政の推進にあたっては、地域特性に応じた施策展開が必要であることから、4地域(北、東、南、西)ごとに、重点的に取り組むべき施策の方向などを掲げます。

(5) 推進体制・進行管理

本計画に掲げる施策などを的確に実施、管理していくための推進方策を示します。



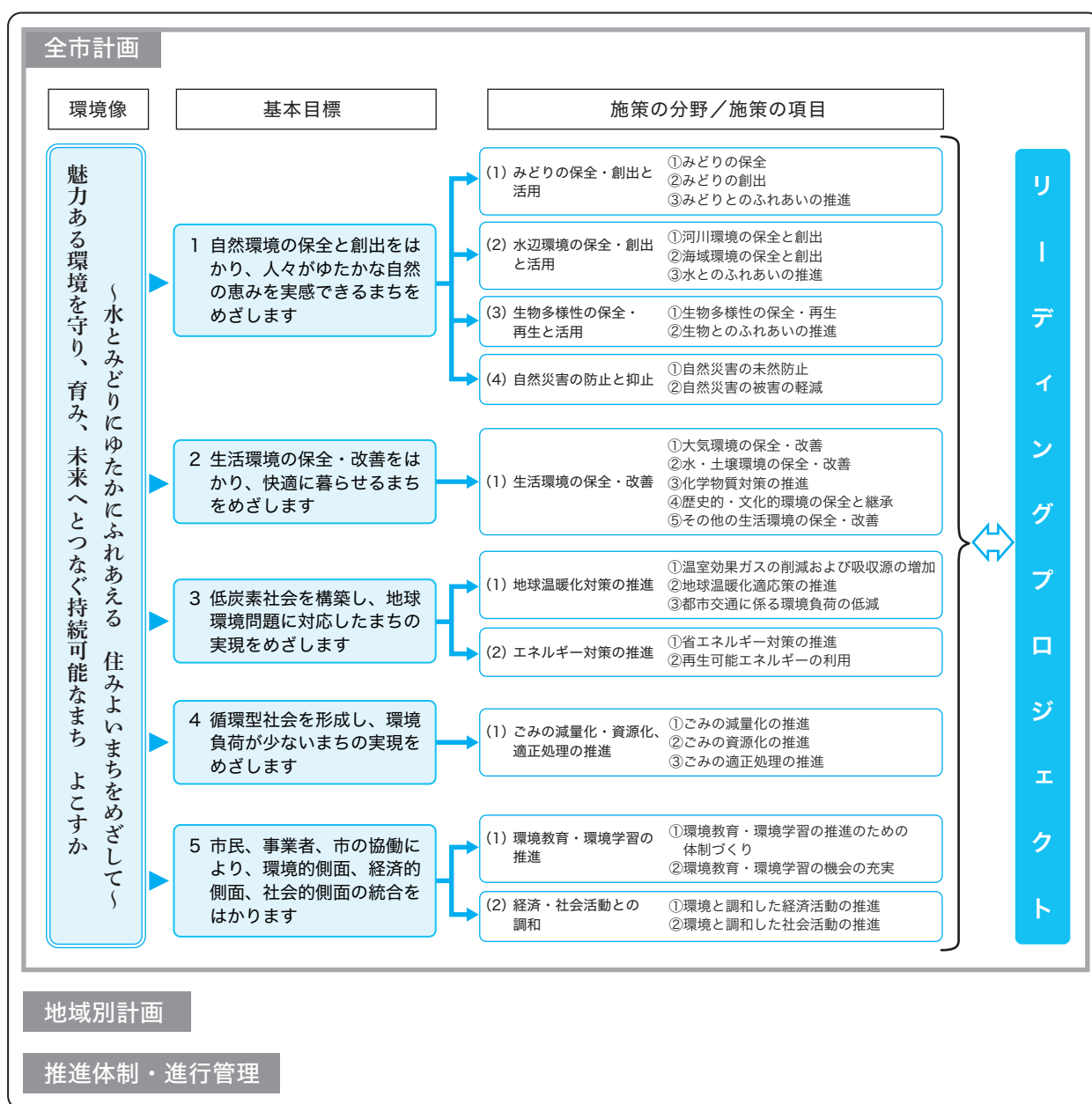
トンボの王国 下町浄化センター

8 計画の体系

本計画の体系を図1-11に示します。

なお、リーディングプロジェクトにつきましては、基本目標で目指す姿を具体的にイメージしたうえで、関連する各種事業の役割分担を明確にし、大きな流れを生み出す独自性のあるものとしします。

図1-11 環境基本計画の体系



9 市民、事業者、市による計画の推進

(1) 市民の役割

日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力、市、事業者との協働による施策の推進、地域における環境活動への参加などが期待されます。

(2) 事業者の役割

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減および良好な環境の創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策への協力、市民、市との協働による施策の推進のほか、地域社会を構成する一員として、地域における環境活動への参加が期待されます。

(3) 市の役割

市は、地域環境管理を担う責任主体として、本計画に掲げる環境の保全と創出に関する施策を総合的・計画的に展開し、市民、事業者の自主的な環境活動に対して多方面からの支援を行うとともに、市民と事業者の調整を図り、市民、事業者との協働により施策を推進するものとします。

また、市自らが一消費者・事業者として環境保全のために率先して事業を実施していきます。

